平成２２年（フ）第３４５６号
大阪府茨木市畑田町７番28号
破産者　桜興業株式会社
１　期日　平成23年９月９日午後２時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年７月25日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会等の期日

平成２３年（フ）第２９９２号
東京都西東京市向台町４丁目９―６―103
破産者　工藤　靖治（旧姓永瀬）
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月21日午前10時30分
平成23年７月21日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第１５号
山口市大内長野1748番地１　パストラルＡ205
破産者　竹川　京子
異議申述期間　平成23年８月30日まで
平成23年７月26日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１号
大分県玖珠郡玖珠町大字大隈1199番地の３
破産者　株式会社熊谷組
異議申述期間　平成23年９月26日まで
平成23年７月26日　大分地方裁判所日田支部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第１８号
長野市大岡中牧字聖274番地１
清算株式会社　大岡リゾート開発株式会社
代表清算人　西村　直吉
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第４号
秋田県男鹿市北浦湯本字中里81番地
清算株式会社　株式会社なぎさ
代表清算人　鈴木　　實
１　決定年月日　平成23年７月20日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　通則
⑴　特別清算債権の定義
平成23年５月10日までの原因に基づいて発生した債権を特別清算債権とする。
⑵　弁済（配当）の場所
特別清算債権者が指定する銀行口座への振込送金の方法による。なお、振込手数料は清算株式会社が負担する。
２　共益的及び優先的債権
特別清算債権者の共同の利益のためにする共益的債権、租税その他国税徴収法の例により徴収すべきことを得べき請求権等の優先債権は随時全額弁済する。
３　一般債権
⑴　権利変更の方法
一般特別清算債権については、別紙１「無配当債権者」記載の債権者（以下「無配当債権者」という。）を除く全ての債権者につき本手続開始決定時に清算株式会社が所有する財産から前項の共益的債権及び優先債権に対する弁済額を控除した残額を配当原資として別紙２「配当計画表」記載の割合に按分して金銭配当する。
⑵　配当の時期
配当は、協定案が可決成立し、裁判所の認可決定が確定した後３か月以内に実施する。
⑶　無配当債権者からは、その同意を得て、協定認可決定確定の日において、債権全額の免除を受ける。
⑷　３⑴に定める配当を実施したときに、無配当債権者を除く一般特別清算債権者から、全ての残債権及びこれに対する遅延損害金その他一切の債権について免除を受ける。
（別紙１及び２省略）
秋田地方裁判所民事第２部

再生手続開始

平成２３年（再）第５１号
岩手県一関市字沢160番地
再生債務者　利根ジオテック株式会社
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月24日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年９月28日から平成23年10月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２２年（再）第９１号
東京都千代田区神田司町２丁目７番地
再生債務者　日本振興銀行株式会社
特別調査期間　平成23年８月８日から平成23年８月９日まで
平成23年７月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第２２号
埼玉県川口市芝４丁目２番10号
再生債務者　株式会社サム＆カンパニー
特別調査期間　平成23年９月１日から平成23年９月２日まで
平成23年７月22日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第２２号
埼玉県川口市芝４丁目２番10号
再生債務者　株式会社サム＆カンパニー
１　決議に付する再生計画案　平成23年７月13日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年９月７日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成23年８月30日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年８月24日
平成23年７月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第２８号
群馬県太田市西長岡町1524番地
再生債務者　双葉繊維工業株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成23年７月12日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年９月21日午後４時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成23年９月13日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年９月７日
平成23年７月25日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第８６号
埼玉県ふじみ野市大井596番地18
再生債務者　馬場　浩信
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月12日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月26日から平成23年９月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第２３号
福島県郡山市朝日１丁目５番16号　サーパス朝日203号
再生債務者　橋本　誠治
１　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月15日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月29日から平成23年９月５日まで
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２３年（再イ）第１５２号
千葉市中央区椿森６丁目７番26号
再生債務者　増田　典雄
１　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月15日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月29日から平成23年９月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係